

防衛特別法人税に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 租税特別措置法の一部改正に伴い、防衛特別法人税申告書について、所要の改正を行う。(別表関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この省令は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。(附則第一項関係)